

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和2年1月8日（水）午前9時30分～午前10時5分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第43号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第44号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第45号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について

## 5. 議案の内容

別紙のとおり

事務局長	年頭にあたり、農業委員会代表として、高月会長から挨拶を申し上げます。
議 長	(会長 あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日は公務ご多忙の中、山野町長にお越しいただいております。山野町長よりご挨拶を賜りたいと思います。
町 長	(町長 あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 また、山縣副町長にもお越しいただいております。
副 町 長	(副町長 あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 町長・副町長は、他の公務がありますので、ここで退席されます。  (町長・副町長 退室)
議 長	それでは、ただ今から令和元年度第10回農業委員会総会を開催します。  会議に入る前に、本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は3番 鳥越委員と、4番 渡邊委員にお願いします。  本日の議事につきましては、議案第42号から議案第45号の4議案です。
議 長	議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 3件議題といたします。
事 務 局	事務局から説明します。 (議案朗読説明)
	以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事案番号35番につきまして、地元委員の意見をお願いします。

<p>7 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>譲渡人と譲受人とが互いの土地を交換するという事で問題はないと思います。利用権設定されている土地についても合意解約されていて問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>35</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>35</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>36</u> 番、<u>37</u> 番につきまして地元委員の意見をお願いします。</p> <p>36 番、37 番は譲渡人が同じなので、一括して説明します。後にでてくる5条の事案番号17の譲渡人が36番の譲受人であり、転用で農地を失うことになるため、36番の譲受人・36番の譲渡人・5条の事案番号17の譲受人が各人の農地を調整して、3条申請で農地取得するものです。農地の代替地という位置づけです。問題ないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>36</u> 番、<u>37</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>36</u> 番、37 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>43</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>3</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>事案番号17番・18番は、第1種農地ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しますので、許可意見としております。</p> <p>事案番号19番は川面小学校及び川面幼稚園から500m以内に位置するため、第3種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。  事案番号<u>17番・18番</u>につきましては、一括審議します。  地元委員の意見をお願いします。</p>
1 番委員	<p>現在の資材置場を拡張されます。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>17番・18番</u> につきましては、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には、許可処分を行うことを議決します。</p> <p>議 長</p> <p>事案番号 <u>19番</u> につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>3 番委員</p> <p>利用権設定がされていましたが、今回の転用に伴い解約します。鵜江神社の露天駐車場に転用します。土を入れる等して傾斜をつけます。南側の道路に沿ってU字溝を入れ東側にある用水路に排水します。周りに農地がありますが、影響はなく問題はないと思います。</p> <p>議 長</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>19番</u> につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>19番</u> につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>44号</u> 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について、<u>1件</u>議題といたします。  事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <p>事案番号9番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。  總會次第に現地確認写真を載せております。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。
5 番委員	貸渡人が借受人に土地を貸し、家を建築します。周りには貸渡人の農地がありますが、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。  (異議なし)  異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>45</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するかどうかの判断について、事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。
6 番委員	以前は耕作されていましたが、今は全く耕作されていません。樹木や笹が繁茂しており、今後耕作が難しいと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
美川地区 推進委員	農地パトロールはどう判定していたのですか。
6 番委員	3 年より前は分かりませんが、この 3 年は赤という判定でした。
美川地区 推進委員	わかりました。

議 長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、農地でないと判断することを議決いたします。</p>
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	<b>農地改良届</b> について 地元委員の確認報告をお願いします。
8 番委員	確認しました。サツマイモを作るにあたり、盛土を行います。他の農地が隣接していないため問題はありません。
議 長	<b>利用目的の変更届</b> について 地元委員の確認報告をお願いします。
6 番委員	確認しました。田から畑に変更します。 野菜を作られています。
議 長	<b>農地法第18条の規定による合意解約通知</b> について 地元委員の確認報告をお願いします。
7 番委員	確認しました。1番は利用権設定されている土地を解除して、3条申請されています。
1 番委員	確認しました。2番、3番について、問題ありません。
3 番委員	確認しました。4番は、先ほどの5条の転用申請に関連するものです。
2 番委員	確認しました。5番は、借受人が耕作できないという事で解約となります。
議 長	<b>農地転用の完了報告書</b> について 地元委員の確認報告をお願いします。

5 番 委 員	確認しました。申請通り、完了しています。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。